

合志市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年3月10日(木)午後1時30分から午後2時20分

2. 開催場所 合志市役所防災センター避難所1

3. 出席委員(11人)

会長職務代理者	1番	大 薮	真裕美
委員	2番	吉 川	幸 人
〃	3番	工 藤	信 夫
〃	4番	中 嶋	サツ子
〃	7番	吉 岡	近
〃	8番	平 野	昭 代
〃	9番	峯	隆 吉
〃	10番	嶋 田	昭 一
〃	11番	荒 木	安 孝
〃	12番	平 山	洋 生
〃	13番	村 上	裕 宣

4. 欠席委員(2人)

会 長	14番	福 嶋	求仁子
委員	5番	衛 藤	彰 一

5. 議事日程

(1)議事録署名者

(2)農家調査及び現地調査員

(3)議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第4号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて

第5号議案 あっせん委員の指名について

6. 農業委員会事務局職員

局 長 坂 上 範 行

次 長 竹 田 直 広

主 幹 秋 吉 秀 美

○事務局長 それでは、ただいまより令和4年3月の農業委員会総会を開会いたします。本日は会長が欠席ですので、大藪職務代理からご挨拶をお願いいたします。

○会長職務代理者（大藪真裕美君） 皆さん、こんにちは。お忙しい中、ご出席ありがとうございます。

先ほど事務局のほうからご説明がありましたように、福嶋会長が今、入院中で、きょうは総会に出席できませんけれども、ここにお礼の言葉をお預かりしておりますので代読させていただきます。

「皆様お疲れさまです。本日このメンバーによる最後の総会に欠席することになり、大変申し訳ございませんでした。右足の膝蓋骨骨折のため入院いたしました。コロナ禍のため入院してしまうと、一時帰宅や外出も許可いただけない状況ですので、100%回復して退院したいと思います。

任期3年のうち2年間は、コロナ感染予防のための十分な活動はできませんでしたが、総会の中で、議案に対して皆様方より正しい判断をいただきました。また、オンラインやYouTube等を駆使して、新しい形での研修、話し合いが企画され、意欲ある方々の発信は素晴らしいものがあつたと感じています。

合志市農業委員会でも全体的活動や農家への戸別訪問などができず、反省するところも多かったのですが、皆様の力によりこの3年間で、農業者年金へ8件の方へ加入していただき、将来の安定した生活のためにお考えいただいたこと、うれしく思っております。

また、各地域の中では持ち越しの案件もあるかと思っておりますので、次の委員会や推進委員さんへ申し送りよろしくをお願いいたしますと同時に、これからも農業委員活動にご協力、ご支援をいただきますようよろしくをお願いいたします。

最後に、女性の会長を承認していただきありがとうございました。会長として精一杯努力させていただきましたが、男性の視点と女性の視点では少なからず違いがあつたかと思っております。戸惑うことが多く十分とは言えなかつたと思っております。女性会長を認めていただいた皆様方の懐の深さに深く感謝申し上げます。

世界が大きく揺らいでいる中で、燃料代や飼料代等の値上がり、農産物にすぐ転換することが難しいのですが、農業経営にもいっそう大変な状況です。しかし、知恵と工夫でこの難局を乗り切っていきましょう。どうぞ感染症にも十分気をつけていただき、これからの皆様のご活躍、ご健勝、ご多幸をお祈りいたします。

最後になりましたが、3年間いろいろな面でお世話になった事務局の皆様へ心よりお礼を申し上げます。3年間お疲れさまでした。

簡単ではございますが、お礼の挨拶といたします。ありがとうございました。

令和4年3月10日、福嶋求仁子。」

以上、会長からのお手紙でございます。ここにもありましたように、3年間本当に今日が最後の委員会の総会となりました。皆様方の合志市の農業を守っていこうというご意見、今日もまた出していただきまして、よろしく願い申し上げます。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします

本日は、5番、衛藤委員、14番、福嶋委員がやむを得ず欠席ということでござい

まして、あと3番、工藤委員から少し遅れるとの連絡が入っております。よって、委員13名中10名の出席でございます。過半の委員がおそろいでございますので、合志市農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の総会が成立することをご報告いたします。

では、このあとの議事につきましては、会議規則により、職務代理により進行をお願いいたします。

- 会長職務代理者（大藪真裕美君）** それでは、会議に入ります前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされるようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますよう併せてお願いいたします。特に何かご質疑やご質問等があれば、挙手により発言をするようお願いいたします。

-----○-----

(1) 議事録署名者

- 会長職務代理者（大藪真裕美君）** では、3の議事に入ります。議事録署名者につきまして、9番、峯委員、10番、嶋田委員を指名しますのでよろしくをお願いいたします。

-----○-----

(2) 農家調査及び現地調査員

- 会長職務代理者（大藪真裕美君）** 農家調査及び現地調査員につきましては、7番、吉岡委員、8番の平野委員、9番の峯委員、11番の荒木委員、以上の皆様の適宜意見をお伺いいたしますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

-----○-----

(3) 議案

- 会長職務代理者（大藪真裕美君）** それでは、審議に入ります。
第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転につきまして上程いたします。
所有権移転、番号1につきましては、事務局に説明を求めます。

- 事務局** それではご説明申し上げます。議案書1ページをお開きください。
番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっております。申請の理由は、規模拡大のための農地の売買でございます。
続けて申請地の場所ですが、議案書、別紙1ページの図面中央斜線部分とその左下側が申請地です。大津西合志線南側です。
2ページが申請地の現況写真です。
次に3ページをご覧ください。保有されている農業機械の写真です。

次に4ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり、該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件は、以前より芝畑として利用してある農地で、許可後も、同様に芝を作付けされる予定です。周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

申請人は、現在スイカやキュウリを多く作付けされております。令和元年に申請地の近くの農地を購入し、サツマイモを作付けされましたが、その後芝を植え変えられたそうです。今回その経験と今後スイカやキュウリ以外の作物を考えた上での申請です。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われまます。よろしくお願ひします。

○**会長職務代理者（大藪真裕美君）** 事務局の説明に関しまして、担当地区の8番、平野委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明を求めます。

○**8番（平野昭代君）** それでは、農家及び現地調査につきましてご報告いたします。

2月28日、私と上野推進委員と事務局で現地調査をいたしました。今回の申請理由は、規模拡大のための農地の売買です。申請地は芝畑で、今後も芝を作付けされます。申請人は、現在ビニールハウスでスイカとキュウリ等を作付けされておられますが、今後のことを見据えて、スイカ以外の作物として芝を考えられたとのことです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○**会長職務代理者（大藪真裕美君）** ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関しまして委員さんのほうから何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。何かございませんか。

(なしの声あり)

○**会長職務代理者（大藪真裕美君）** ご意見、ご質問等ないようでございますので採決を行います。第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1について、承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○会長職務代理者（大藪真裕美君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 同じく議案書1ページになります。

所有権設定、番号2、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりです。今回の申請理由は、姉から妹への贈与です。申請人は熊本市の農家さんです。

続けて申請地の場所ですが、議案書、別紙7ページをご覧ください。

国道387号西側、図面中央斜線部分が申請地です。

次に8ページをお開きください。現地写真です。次の9ページは、保有されている農業機械です。

次に10ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり、該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50 a 以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件は、申請地は、地主の父が生前栗を作付けされておられました。申請人も農家のため、農作業合間に手伝いに来られていたが、お父様が亡くなられたこともあり、畑の手入れをしなかったため、今後は、きちんと耕作しニンニクを栽培されるとのこと。周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われまます。よろしく申し上げます。

○会長職務代理者（大藪真裕美君） 事務局の説明に関しまして、担当地区の11番、荒木委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○11番（荒木安孝君） それでは、農家及び現地調査につきまして報告いたします。

2月28日、私と高村推進委員と事務局で現地調査を行いました。今回の申請の理由は、姉から妹への贈与です。申請人は熊本市の農家さんですが、ときどき実家のお父さんの畑を手伝っておられました。申請地はもともと申請人の考えておられたそうです。姉である地主さんが妹さんへ渡されたいという考えで今回の申請に至り

ました。少し畑が荒れていましたので、きちんと耕作をし、ニンニクを植え付けされるそうです。特に問題ないと思いますが、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○会長職務代理者（大藪真裕美君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して委員さん方から何かご意見、ご質疑はございませんか。何もございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○会長職務代理者（大藪真裕美君） ご意見、ご質問等がないようでございますので採決を行います。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2について、承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○会長職務代理者（大藪真裕美君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。

番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。

番号1の申請人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的はモーターサイクル場への転用です。

議案書別紙の11ページをお願いします。図面中央右側の太枠斜線部分が今回の申請地で、御代志市民センター及びルーロ合志の北西側に位置する農地です。

次の12ページが申請地の現況です。

次の13ページが配置図です。申請者は個人で、子ども向けモーターサイクルスクールのコースを整備する計画です。

14ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の15ページにお示ししておりますとおり、市役所支所である御代志市民センターよりおおむね500m以内の区域に申請地が存在することから、駅、役所等の周囲おおむね500m以内等の区域に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用についてですが、本申請に事業費は発生しません。

3の遅滞なく供することの妥当性については、現況のまま使用するため問題ないと思われま。

6の計画面積の妥当性につきましては、計画図に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われまます。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われまます。

事務局からは以上でございます。

○**会長職務代理者（大藪真裕美君）** 事務局の説明に関しまして、担当地区の9番、峯委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○**9番（峯 隆吉君）** それでは、現地調査につきまして報告します。

令和4年2月28日の午前、私と高司推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。農地法許可要件につきましては、事務局より説明があったとおりでございます。

今回の申請は、申請人がモーターサイクル場として農地を転用するものでございます。申請地は第2種農地であり、何ら問題はないかと思ひます。

よろしく審議のほうをお願いしませす。

○**会長職務代理者（大藪真裕美君）** ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して委員さん方から何かご意見、ご質疑はございませすでしょうか。何かございませすか。

(なしの声あり)

○**会長職務代理者（大藪真裕美君）** ご意見、ご質問等がないようでございますので採決を行います。

第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1について、承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○**会長職務代理者（大藪真裕美君）** ありがとうございます。全員挙手でございませす。

よって、第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1は、原案のとおり可決されませす。

なお、本案件につきましては、転用規模が3,000㎡を超えるため、許可に際しませすは農地法第4条第4項の規定に基づき、熊本県農業委員会ネットワーク機構へ意見聴取を行います。

続きませす、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきませすして上程いたします。

所有権移転、番号1につきませすして、事務局に説明を求めませす。

なお、担当地区の5番、衛藤委員が欠席ですので、現地調査の結果並びに補足の説明も併せてお願いいたします。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は建築条件付売買予定地18区画への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の17ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号1の申請地で、竹迫郵便局の東側及び竹迫みのり保育園の南西側に位置する農地です。申請地西側の点線囲みの部分につきましては、今回の事業予定地には含まれておりますが、農地転用許可の必要がない公衆用道路の部分です。

次の18ページが申請地の現況です。

次の19ページが配置図です。申請者は不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、建築条件付売買予定地18区画を整備する計画です。

20ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の21ページにお示ししておりますとおり、南側道路沿いの申請地は前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に医療施設である城歯科医院及び公益的施設である竹迫みのり保育園が存在しますことから、水管、下水道管が埋設されている沿道で、おおむね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地に該当するため第3種農地となり許可可能です。残りの申請地は、約0.76ha農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の融資証明の添付があり、事業費以上の資金が確保できることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和5年9月末日までに竣工の予定であり問題ないと思われます。

検討事項4につきましては、都市計画法に基づく開発許可の申請手続きに向けての準備を進められている状況です。

5の農地以外の土地の利用見込みにつきましては、隣接する公衆用道路107㎡を含めた総事業面積4,725㎡の計画で問題ないものと思われます。

6の計画面積の妥当性については、住宅各戸の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われます。

7の宅地の造成のみを目的する場合の妥当性につきましては、建築条件付売買予定地としての要件であります、転用事業者が住宅18棟の建設まで含めた当該転用事業の全てを実施するために必要な資力及び信用があること、土地購入者との間において、自己又は自己の指定する建設業者にて一定期間内に建築請負契約を締結することを誓約してあること等の各要件を満たしているため例外規定に合致し、許可可能です。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われます。

11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、都市計画法第32条に基づく同意協議に向けて現在協議中であることを確認しております。事務局からは以上でございます。

○事務局 続きます、現地調査につきまして報告いたします。

令和4年2月28日の午後、衛藤委員、宮寄推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等の聞き取りを行いました。農地法の許可要件につきましては先ほど説明したとおりです。

今回の申請は、譲受人が建築条件付売買予定地18区画として農地を転用するものがございます。申請地は第2種農地及び第3種農地であり、何ら問題はないかと思われます。

よろしく審議をお願いいたします。

○会長職務代理者（大藪真裕美君） ありがとうございます。

ただいま事務局からの説明が終わりました。この件に関して、委員さんから何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。何かございませんか。

(なしの声あり)

○会長職務代理者（大藪真裕美君） ご意見、ご質問等がないようでございますので採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1について、承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○会長職務代理者（大藪真裕美君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1は、原案のとおり可決されました。

なお、この本案件につきましては、転用規模が3,000㎡を超えるために、許可に際しましては農地法第5条第3項の規定に基づき、熊本県農業委員会ネットワーク機構へ意見聴取を行います。

続きます、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。

所有権移転、番号2につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

所有権移転番号2の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議

案書に記載してあるとおりです。

転用目的は建売住宅13棟への転用で、売買による所有権の移転です。

議案書別紙の23ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が今回の申請地で、御代志市民センター及びルーロ合志の北側に位置する農地です。

次の24ページが申請地の現況です。

次の25ページが配置図です。申請者は建築業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、建売住宅13棟を整備する計画です。

26ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の27ページにお示ししておりますとおり、申請地は集落内開発区域内にある農地で、おおむね300m以内に市役所支所である御代志市民センターが存在しますことから、おおむね300m以内に市役所(支所)が存在する農地に該当するため第3種農地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、残高証明の添付があり、事業費以上の資金が確保されていることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和5年3月末日までに竣工の予定であり問題ないものと思われま

す。検討事項4につきましては、都市計画法に基づく開発許可の申請手続きに向けての準備を進められている状況です。

6の計画面積の妥当性については、住宅各戸の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われま

す。8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われま

す。11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、都市計画法第32条に基づく同意協議書が合志市都市計画課に1月12日付けで提出済みであり、現在協議中であることを確認しております。

事務局からは以上でございます。

○**会長職務代理者(大藪真裕美君)** 事務局の説明に関連しまして、担当地区の9番、峯委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○**9番(峯 隆吉君)** それでは、現地調査につきまして報告します。

令和4年2月28日の午前、私と高司推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行

い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明があったとおりでございます。

今回の申請は、譲受人が建売住宅13棟として農地を転用するものでございます。申請地は第3種農地であり、何ら問題はないかと思えます。

よろしく審議の方をお願いします。

○会長職務代理者（大藪真裕美君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して委員の皆様から何かご意見、ご質疑等はございませんか。他に何かございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○会長職務代理者（大藪真裕美君） ご意見、ご質問等ないようでございますので、採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2について、承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○会長職務代理者（大藪真裕美君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2は、原案のとおり可決されました。

なお、本案件につきまして、農地の転用規模が3,000㎡を超えるため、許可に際しましては農地法第5条第3項の規定に基づき、熊本県農業委員会ネットワーク機構へ意見聴取を行います。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。

所有権移転、番号3につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

所有権移転番号3の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は建築条件付売買予定地4区画への転用で、売買による所有権の移転です。

議案書別紙の29ページをお願いします。図面右側の太枠斜線部分が番号3の申請地で、県道大津西合志線及びきくちのまんま合志店の南側に位置する農地です。

次の30ページが申請地の現況です。

次の31ページが配置図です。申請者は不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、建築条件付売買予定地4区画を整備する計画です。

32ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の33ページでお示ししておりますとおり、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存

在する農地であることから、第1種農地となり、原則転用することはできませんが、例外規定の住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当するため許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の残高証明書の添付があり、事業費以上の資金が確保できることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和5年9月末日までに竣工の予定であり問題ないと思われます。

検討事項4につきましては、都市計画法に基づく開発許可の申請手続きに向けての準備を進められている状況です。

6の計画面積の妥当性については、住宅各戸の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われます。

7の宅地の造成のみを目的する場合の妥当性につきましては、建築条件付売買予定地としての要件であります、転用事業者が住宅4棟の建設まで含めた当該転用事業の全てを実施するために必要な資力及び信用があること、土地購入者との間において、自己又は自己の指定する建設業者にて一定期間内に建築請負契約を締結することを誓約してあること等の各要件を満たしているため例外規定に合致し、許可可能です。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われます。

11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、都市計画法第32条に基づく同意協議書が合志市都市計画課に2月9日付けで提出済みであり、現在協議中であることを確認しております。

事務局からの説明は以上でございます。

○**会長職務代理者（大藪真裕美君）** 事務局の説明に関連しまして、担当地区の8番、平野委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○**8番（平野昭代君）** それでは、現地調査につきまして報告いたします。

令和4年2月28日の午後、私と上野推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、譲受人が建築条件付売買予定地4区画として農地を転用するものでございます。申請地は第1種農地ですが、集落接続要件を満たしているため、何ら問題ないかと思われます。

よろしくご審議願います。

○**会長職務代理者（大藪真裕美君）** ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して委員さん

から何かご意見、ご質疑等はございませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○会長職務代理者（大藪真裕美君） ご意見、ご質問等ないようでございますので、採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号3について、承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○会長職務代理者（大藪真裕美君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号3は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号4について上程いたします。

なお、本案件につきましては、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号1と同一の転用事業ですので、この二つの議案につきましては併せて上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4、5ページをお願いいたします。

所有権移転番号4及び賃借権設定番号1の譲受人、譲渡人、貸人、借人土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は資材置場及び駐車場への転用で、売買による所有権の移転及び賃借権の設定です。

議案書別紙の35ページをお願いします。図面右側の太枠斜線部分が今回の申請地で、竹迫郵便局の東側、県道辛川鹿本線に隣接する農地です。

次の36、37ページが申請地の現況です。37ページの写真のとおり、現地は既に駐車場として利用されている状況でした。貸人からは始末書が提出されておりました、それによりますと、平成27年9月頃から砂利を敷き、貸駐車場として使用していたとのことです。農地法についての知識が乏しく、農地転用許可申請の手続きをしなかったということで、今回隣接地を売買するにあたり正しい状態にするため、現況のまま申請されている状況です。

次の38ページが配置図です。申請者は建設業を営む法人で、当該申請地を売買及び賃借により取得し、資材置場及び駐車場を整備する計画です。

39ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の40ページにお示ししておりますとおり、農地は申請地のみ、0.09ha連たんしており、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、残高証明の添

付があり、事業費以上の資金が確保されていることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和4年6月末日までに竣工の予定であり問題ないものと思われます。

6の計画面積の妥当性につきましては、車両の配置、規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われます。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われます。

事務局からは以上でございます。

○会長職務代理者（大藪真裕美君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の7番、吉岡委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○7番（吉岡 近君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和4年3月1日の午前、私と村田推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、譲受人及び借人が、資材置場及び駐車場として農地を転用するものでございます。申請地は第2種農地であり、転用もやむを得ないかと思ひます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○会長職務代理者（大藪真裕美君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんから説明が終わりました。この件に関して委員さんから何かご意見、ご質疑はございませんか。他に何かございませんでしょうか。

（なしの声あり）

○会長職務代理者（大藪真裕美君） ご意見、ご質問等がないようでございますので、採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号4並びに農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定、番号1について、承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○会長職務代理者（大藪真裕美君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号4並びに農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第4号議案に入ります前に、委員の議事参与の制限を規定する農業委員会等に関する法律第31条の規定によりまして、委員は、自己または同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっております。

つきましては、その当事者であります○番○○委員、○番○○委員は、議案審議が終了するまで退席をお願いします。

それでは、第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて、説明いたします。

7ページをお開きください。

令和4年第3回の農用地利用集積計画総括表につきまして左側の区分、今回からご説明いたします。

10年の田が46,053㎡、畑が71,039㎡でしたので合計117,092㎡でございます。

5年の田が31,663㎡、畑が52,329㎡でしたので合計83,992㎡でございます。

2年の畑が1,949㎡でしたので合計1,949㎡でございます。

今回の田の小計は77,716㎡、畑の小計は125,317㎡でしたので合計203,033㎡でございます。

続きまして、右側の利用権設定の本年累計、暦年につきましてご説明をいたします。

田の小計は109,386㎡、畑の小計は263,497㎡で合計372,883㎡でございます。

その下、左側の所有権移転につきましてご説明をいたします。

今回の田の小計は2,060㎡、畑の小計は6,629㎡でしたので合計8,689㎡でございます。

ページ右側の所有権移転の本年累計につきましてご説明をいたします。

田の小計は3,810㎡、畑の小計は11,588㎡で、合計15,398㎡でございます。

以上、第4号議案は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次の8から17ページ上段までは、各自でご確認をお願いいたします。

次に、17ページ中段の農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書の集計を報告いたします。

今回の合意解約件数は、2件、6,790㎡でございます。

内契約予定件数が、2件、6,790㎡でございます。

これで説明を終わります。

○会長職務代理者（大薮真裕美君） ただいま事務局からの説明が終わりました。委員さん方から何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。よろしいですか。

（なしの声あり）

○会長職務代理者（大藪真裕美君） ご意見、ご質問等ないようでございますので、採決を行います。

第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして、承認することに異議のない方の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○会長職務代理者（大藪真裕美君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきましては、原案のとおり可決されました。

続いて、第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書18ページをお開きください。

番号1、あっせん申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示、地目、面積につきましては議案書のとおりとなっています。

続けて申請地の場所ですが、19ページになります。

図面中央に位置します太枠斜線部分が申出地で、セブンイレブン合志竹迫店の東側、株式会社SUNRISE（サンライズ）の北側に位置する農地です。

あっせん申し出の理由としましては、農作業の継続が困難になったため、あっせんを申し出てきた次第です。

あっせん委員についてですが、申出地区域の担当委員であります衛藤委員、宮寄推進委員をお願いします。

委員さんには、お手数をおかけいたしますが、申請に結びつくよう、ご協力をお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

○会長職務代理者（大藪真裕美君） ただいま事務局からの説明が終わりましたが、何かご質疑はございませんでしょうか。この件に関して何かございませんか。

（「すみません、今年で終わる連中がずっとされるわけ」と呼ぶ者あり）

いかがですか局長。

○事務局長 委員さんの任期は今月末をもって満了となりますので、それまでの間はお願いいたしますということになります。当然これまであっせんが出てきている分で、やはりなかなか農家さんが借りたがらんような農地ばかりあっせんであがってきて、実際あっせんに結びついていないというようなものがありますので、その分については、あっせん未成立農地として、一覧表を作って、あと地図も作って、新しい委員さんをお願いするということで思っております。

以上でございます。

○会長職務代理者（大藪真裕美君） よろしいですか。他にご意見ございませんでし

ようか。はい、どうぞ工藤委員。

○3番（工藤信夫君） 衛藤さんは欠席けどちゃんとわかっておられますか。

○事務局 衛藤委員のほうには事前にお話しさせていただいております。了承されております。

○会長職務代理者（大藪真裕美君） ありがとうございます。他にご意見等ございませんか。

（なしの声あり）

○会長職務代理者（大藪真裕美君） ではご質問、ご意見がないようですので採決を行います。

第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして、承認することに異議のない方の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長職務代理者（大藪真裕美君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして、原案のとおり可決されました。あっせん委員の皆様におかれましては、大変ご苦勞ではございますが、よろしく願いいたします。

以上で議案のほうは終わりました。

-----○-----

（4）閉会

○会長職務代理者（大藪真裕美君） それでは、長時間にわたりまして慎重審議をいただきありがとうございます。

以上をもちまして、令和4年3月の合志市農業委員会総会を閉会いたします。

皆さん、大変お疲れさまでございました。

-----○-----

閉 会 午後2時20分